

第84号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をする職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。第7条第1号及び第8条第1項において同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第10条に規定する休暇、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第10条（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第22条の10の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する休暇その他これらに相当する休暇として人事委員会規則で定める休暇を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

4 第1項の規定により任期を定めて採用された職員については、次に掲げる規定は、適用しない。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第17条
- (2) 職員の休日及び休暇に関する条例第13条
- (3) 職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）第1条の2第1項第4号

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 職員の退職手当に関する条例第4条の9第1項及び第5条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第4条の9第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第5条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(島根県職員定数条例の一部改正)
- 2 島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第2条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
(県立学校の職員定数条例の一部改正)
- 3 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第2条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)
- 4 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第2条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
(島根県地方警察職員定員条例の一部改正)
- 5 島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第2

条の規定により、任命権者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
(島根県企業局職員定数条例の一部改正)

6 島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第2条の規定により、管理者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員
(島根県病院局職員定数条例の一部改正)

7 島根県病院局職員定数条例（平成19年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第2条の規定により、病院事業管理者の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

8 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第22条の2 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第2条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第23条中「又は」を「、」に改め、「第6条第1項第2号」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号」を加える。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

9 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例

第29号) の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第28条の 2 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第号）第 2 条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第29条中「又は」を「、」に改め、「第 6 条第 1 項第 2 号」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例第 9 条第 1 項第 2 号」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

10 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年島根県条例第 号）第 9 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員

第 8 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例第 9 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

11 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第 74号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 職員の休業の状況